

新城・鳳来・作手合同地域審議会

平成23年5月18日(水)
新城市民体育館第1会議室

新城・鳳来・作手合同地域審議会 会議事録

企画課長 みなさんこんばんは。本日はお忙しい中、新城地区、鳳来地区、作手地区の合同の地域審議会にお集まりいただきありがとうございます。

本来であれば各地域審議会それぞれが会議を開くということなのですが、今回ご協議いただく地域自治区制度につきまして共通した認識を持っていただきたいということで御理解いただきたいと思います。また本日の進行につきましても企画課で行いたいと思いますのでよろしくをお願いします。

それでは、ただ今から新城、鳳来、作手合同地域審議会を開会させていただきます。最初に、企画部長 村田からあいさつをさせていただきます。

企画部長 みなさんこんばんは。本日はお仕事でお疲れのところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃は市政運営に関しましてご理解ご協力を賜りまことにありがとうございます。当審議会は、合併協議によりまして旧市町村の区割りごとに設置され市長の諮問に応じ審議し、市長に意見を述べる市の付属機関ということで合併後6年間設置することとなっておりこの期限9月30日が迫ってきております。本日、諮問いたします地域自治区制度につきましては、新城市総合計画のめざす将来像にあります「ひとつなが山の湊 創造都市」を実現するための4施策のひとつであります。地域の実情に合わせたより豊かな行政を市民のお力をお借りいたしまして実現することを目指すものであります。それぞれの地域が元気になることは本市の発展になることと考えております。この制度の中核を担うのはこの地域審議会に代わる地域協議会ということであります。これから詳しく地域自治区制度について説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。本市の市民社会の将来に響く大切な制度と考えております。皆様の忌憚のないご意見、活発な議論をお願い申し上げて冒頭のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

企画課長 それでは、諮問書を各地域審議会の会長さんへお渡しいたしますのでお願いします。

【新城、鳳来、作手会長へ諮問書を渡す】

企画課長 ありがとうございます。それでは、地域自治区制度につきまして企画課の三浦副課長のから説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

企画課副課長 修正案の説明資料は、A3を二つに折った4頁の『概要』と、前回説明の修正点を書いた『修正のポイント』の2つあります。前回提示の案を修正や再確認した部分を『修正のポイント』で、修正案の全体を説明したものが『概要』になります。

まずは『修正のポイント』で修正点をご説明し、その後、地域自治区制度とは一体何かをご説明します。まずは、こちらA4の『修正のポイント』をご覧ください。

一つ目が行政区制度についてです。行政区の活動は大変地域に根付いており、かえって

地域を混乱させる結果になりました。そのため、行政区長制度をはじめとする行政区制度は変更せず、今後とも、行政区の『市民が設置・運営する自主的な地域自治組織』、という役割を大事にさせていただき、地域自治区制度の核として活躍していただきたいと思えます。しかし、行政区の再編や区長報酬のあり方といった、従来から言われている課題については、地域自治区制度とは別に、今後とも行政課で対応していきます。

二つ目は区割りです。舟着地区について新城地区からも舟着地区からも分けて欲しいという要望がありましたので、舟着地区を分離した9地区で提案しています。なお、区割りについては、後ほど詳しく説明します。

三つ目がまちづくり住民会議の設置についてです。まちづくりは、地域の必要性に応じて行われるものです。そのため、今までの活動に、なんら影響を与えないことも選択できるようにしました。住民全体でまちづくりを考えることを必要としたときにも、現在のままでも対応できる、柔軟な制度としました。

四つ目が設立準備委員会についてです。地域自治区は、住民意見を市政に反映させるため、地域協議会を設置します。地域協議会の詳しくは後でご説明しますが、地域協議会の運営方法について、各地域で意見が大きく異なったため、設立準備委員会を各地区に設けて、議論をお願いしたいと考えています。

五つ目が実施時期です。昨年度の座談会等では平成24年4月実施と説明しましたが、制度の熟成にはまだまだ時間が必要ですので、早期導入に向けて、制度についての議論を深めて行きたいと思えます。

地域自治区制度をなぜ設けるのか。これは、要望ではなく、提案こそが、今後の新都市に必要なと考えているからです。これは、住民だけでなく、各種まちづくりに携わる団体、や市役所についても言える事です。住民やまちづくり団体、そして市役所が、何かまちづくりに関して、提案し、議論し、納得し、実施する。地域のことを地域に暮らす人たちが決めるという地域主権の時代には、こうした仕組みが必須です。また、少子高齢化により財政状況も厳しさを増すため、施策の選択には納得性の高い仕組みが必要となります。

地域に暮らす一人の声をみんなの声へと変えて、実施まで結びつける仕組みとして、地域協議会を、自分達でやれることを、すぐできるようにする仕組みとして、一括交付金や予算要求権を用意します。そして、これらの活動をサポートするのが自治振興事務所です。

地域自治区は、地域にも、行政にも根ざすものです。ここへ市長が地域の意見を聞き、市政運営に活かすとともに、権限と予算の一部を渡すことで、地域による自主的な運営も可能にします。具体的な運営イメージをご説明します。

たとえば、一人暮らしの高齢者が安心して生活できるように、地域で高齢者を見守る制度を市が提案する場合、まず各地域協議会へお聞きします。すると、うちは各行政区が機能しているし、民生委員とも連携できる。新聞店などと連携するとともによい制度となる、とか、うちは地区に人が少ないので対応できない、などの意見を頂きます。そして、各地域に最も適した形で実施できるようになります。なお、地域協議会からの意見や提言については、市役所は実現に向けて最大限努力をし、できない場合は、その理由をわかりやすく説明する義務を負います。あるいは、子どもの安全を考えた場合、子どもの移動距離が長くなる山間部ではヘルメットを支給したい、歩いて遊ぶ事の多い都市部では横断歩道の旗を整備したい、と、地区により考え方が違います。こうした事例こそ新たな交付金や、

従来からある地域への補助金を一括でもらい、地域で分配する一括交付金制度を利用することで、より、柔軟に対応できるようになります。また、地域緑化や側溝整備、砂利まき、舗装の修繕などは市役所へ要望し、整備されるのを待つのもよいですが、現在でも、早期整備を望む地区では、材料の提供を受け、自主的に行う場合もあります。こうした場合にも、新たな交付金や一括交付金は活用できます。

もちろん、市のお金ですので、交付金の使い道は監査などの対象になります。こうすることで、無駄遣いを監視します。

観光に力を入れたい、障がい者の自立支援をしたい、子ども達のスポーツを盛んにしたい、高齢者の買い物支援をしたい、地域の特産物を活かした地域ビジネスを行いたい、など、地域でさまざまに活動している人達があります。こうした既に行われている活動と、市役所の機能を組み合わせ、補完しあうことで、相乗効果を生み出し、暮らしやすい新城にしていくことができます。

地域自治区は、住民意見を市政に反映させるため、地域協議会を設置します。これは、現在、各地区にある区長会や代表区長会などを地域協議会とさせて欲しい、というお願いです。地域協議会は、現在の各種市民委員のように、行政が地域の意見をお聞きする際にお願いをしたいと考えている組織です。そして、市から意見を聞かれる場合に報酬をお支払いする、など、支給する方向で検討していただきます。

ただ、地域協議会とするには、一つお願いがありまして、地域のさまざまな意見を反映できるよう、地域の推薦枠や公募枠のような方も従来の会合に加えていただけないか、ということです。

その他の詳細については、概要の2頁をご覧ください。

地域協議会には、誰もが市政へ参加できるという市民自治社会の理念だけでなく、今後の地域主権の進展が公募枠を必要とすると考え、公募枠についてお願いをしたいと考えています。

では、なぜ地域主権の進展がこうしたものを必要とするのか、その理由を、今からご説明します。地域主権により国が地方へ権限委譲を積極的に行うと、施策の説明責任は地方が負うこととなります。例えば、サービスを削られる人やサービスを増やすことに反対する人の意見を無視した施策の実施は、市民の施策に対する理解度が低くなり、制度を導入しても機能しない可能性があります。こうしたことを防ぐには、予め、施策の内容を皆さんに説明し、ご意見を頂戴して修正したうえで、制度反映していくことが、皆さんにご納得いただける制度につながると考えています。こうしたことを可能にする、皆さんが意見し、議論する場が地域協議会です。なお、この議論は、行政内部の意思決定の話であり、全市民的な視点で行政をチェックする議会との関係は、従来から変わるものではありません。

なお、座談会の意見などで、地域協議会の運営方法に関する意見が、地域毎に随分違うことがわかりました。そのため、地域毎に運営方法を検討していただくことが最もよいと考えました。そのため、委員の選考方法や報酬、人数、任期などの運営に関する議論をしていただく組織である『設立準備委員会』を、各地区に設置し、検討して頂きたいと思えます。設立準備委員会で検討していただく市の素案は、現在検討中ですが、一番ご意見をいただいた委員の報酬について、負担に見合った報酬をお支払いすることを原則とする方向で検討しています。

地域自治区制度開始半年前までには、設立準備委員会を立ち上げてご議論頂きたいと考えています。設立準備委員会の委員については、行政区長や区長推薦者、地域審議会委員経験者、公募者などによることを考えていますが、こちらも現在庁内で検討中です。地域協議会の事務局機能を担う自治振興事務所は2頁に記載してある内容を考えています。

2頁の記載内容の補足として、前のスライドをご覧ください。

地域自治区毎に担当職員を配置します。しかし、事務所機能は行政の効率化もありますので、新城、鳳来、作手の地区毎に1つを設置し、それぞれに事務所長を配置します。自治振興事務所については、本庁機能の改正も必要となりますので、地域協議会や区割の議論を待ちながら、今回ご提案の内容を基本線にして、本年度庁内検討委員会で結論を出す予定です。

以上が自治振興事務所に関するご説明です。

次に区割りについてご説明します。

今回ご提案の区割は概要記載のとおり、舟着地区を設け、9区割としています。

区割りは議論が分かれるところだと思いますので、地域担当者や企画課まで積極的なご意見をいただきたいと思います。まちづくりは地域の必要性に応じて、自然発生的に行われるものであり、これからも新たな必要性に応じて新たな活動が生まれると考えています。こうした活動が盛んになっていくと、最終的には、地域全体でまちづくりを考える仕組みが必要になります。しかし現状では、地域ごとに事情があり、個別に対応できるようにしました。複雑に見えますが、強調したいのは、今までの活動はそのまま、なんら影響を与えるものではない、ということです。そして、住民全体でまちづくりを考えることを必要としたときにも、現在のままでも対応できる、柔軟な制度としました。

皆さんの必要度を考える為のフロー図が、概要の3頁になります。なお、この「はい」「いいえ」の表ですが、一番左のまちづくり住民会議ができた場合は、右から3つは全てこの会議に含まれます。逆に一番左のまちづくり住民会議ができない場合は、右から3つの団体が並存するイメージです。そもそも、市民主体のまちづくりは、現在、さまざまな活動があり、それぞれ対象としている課題や手法が違うので、一律に考えられません。高度経済成長時は所得を増やす、豊かになる、といった個人の幸せや社会が目指す目的が明確で、共有しやすいものであるため、皆がまとまりやすかったと考えています。しかし、現在は、所得を増やしたい人、所得よりも趣味を充実したい人、社会的使命に貢献したい人、と、個々人の考える幸せや目的が一致しません。これを価値観の多様化と呼んでいます。こうした場合、Aさんの課題をBさんは課題とは感じない、という場面も現れます。そのため、NPO 活動など、課題を課題として捉える人で、まずは解決を行う場面が増えていきます。こうした活動は、元気な高齢者の増加により、知識や経験をもった高齢者の活躍の場になったり、社会的活動に携わることに意味を見出す若者の受け皿になっており、活動の結果が社会的課題の解決に繋がることも多くなってきました。今後の地域運営を考えた場合、市民自らが社会的課題に取り組む際に支援することで、市民自治社会の実現につなげると共に、結果的に行政の肥大化にも歯止めをかけ、持続可能な地域づくりにつながると考えています。

3ページの補足として一括交付金のことについてお話しします。

現在詳細については庁内で検討中のため、案のお話になります。

地域の中で活動を行っていく中で、活動を一緒に行うことで効果的に行ったり、互いに棲み分けを行うことで隙間のない活動ができるようになります。互いの活動を知るきっかけや紹介は自治振興事務所が行います。こうした活動の調整に関する話し合いの中から「互いに市から貰っている補助金を一緒に貰ったほうがよい。」とか「あの補助金をこちらに流用できないか。」という話が出てきて、自分達で市から地域へ渡るお金を自由に使うことで地域運営が効率的となる場合に、市役所が対応できるようにする方法が一括交付金制度です。一括交付金化の対象となる補助金については、現在庁内で検討中です。また、新たな交付金とは、みんなのまちづくり基金を財源とした交付金制度を新たに作る事を考えています。めざせ明日のまちづくり基金と重なる部分も多い事から、統合することや、運営費など継続的費用にも充当する事を認める事も検討しています。

制度の詳細の決定は本年の12月頃を目処に出したいと考えています。

以上で説明を終わります。

企画課長 ただいま説明いたしました地域自治区制度についてご質問をお受けいたしたいと思っておりますのでございましたらお願いします。

〇〇委員 まちづくり住民会議ですが、前回の説明ではまちづくり住民会議が設置されると思っておりましたが、今回まちづくり住民会議は必須ではありませんと書いてあります。しかし補助金の受け皿は必要であるので、住民会議に代わる何か他の名称の会を立ち上げる必要があるのでしょうか。

企画課長 3ページの図を見ていただきますと例えば、「あなたの地域で従来の枠組みを超えた新たなまちづくり活動や今までの活動の見直しを行う必要性を感じていますか」、「はい」、「市からの新たな資金が必要ですか」、「はい」、「その活動は地域自治区で暮らす人々全体で考え、取り組んでいく必要がありますか」、地域自治区全体で取り組んでいくということになると「はい」ということで、「市からの補助金を新たな資金と合わせて一括交付金化を望みますか」ということで、「まちづくり住民会議の設立」となります。最後の質問の前で「その活動は地域自治区に暮らす人々全体で考え、取り組んでいく必要がありますか」で「いいえ」を選んでも「新たな資金を活用するまちづくり団体の設立」ということになり、どちらもまちづくりをする受け皿が必要です。まちづくり住民会議は地域自治区に一つであり、自治区みんなが一緒になって考える住民の会議であります。行政費交付金や公民館の活動費や、それをすべて一緒にもらって、そこがマネジメントすることが必要となったときまちづくり住民会議が必要となります。そうではなくただお金が必要な場合は新たな団体を作ってください地域協議会で認めていただければお金が交付されるということでまちづくり住民会議は地域自治区全部の団体が所属するような会議であります。新たな交付金がある団体も設立することでも新たな交付金を交付しますと捉えていただけたらと思います。

〇〇委員 従来の「めざせ明日のまちづくり事業補助金」や「地域おこし会議」に係る交付金とは

新しい交付金の関わり合いはどのようなのですか。

企画課長 「めざせ明日のまちづくり事業補助金」と新しい交付金の違いですが、今、新規交付金の中に「めざせ明日のまちづくり事業の補助金」も一緒にしたらどうかという議論もあります。どこまでを地域協議会で決めることにするのか、「めざせ明日のまちづくり事業」は今までどおり残すのか。現在議論の最中でありますので、何らかの新しい方法で地域自治区へお支払いしていきたいと考えております。

〇〇委員 概要版の設問に答えていって最終的にまちづくり住民会議の設立というところについて場合にまちづくり住民会議をつくるという考え方ですね。でだれが作るかですが、行政でまちづくり住民会議をきちっと作ってその中で参加するのは、コミュニティ、自治会、というように先に住民会議を作っていくのですか。

企画課長 本来、前回までは、とにかく作ってくださいと、半ば強制のようなご説明をさせていただきました。その時に市民主体のまちづくりというのは市民がやることだから行政に言われて作るべきものではないのではないかというご意見をいただきました。したがって市では地域のまちづくりの熟度の応じて様々な対応ができるようにしたのが今回の制度です。では、いつまでたってもまちづくり住民会議ができないのではということですが、自治振興事務所や、地域担当職員がそういった団体ができるように後押し、力になってまちづくり住民会議ができるようにご支援はさせていただきます。ただ、最初から作れということでは進めないのではと思っています。

〇〇委員 地域自治区の区割りですが、以前は8地区、今回、舟着が分かれて9地区となりました。もともと旧の新城市というのは、総代会といいますかそういう組織ができていてそれは良いと思います。鳳来の場合は消防の3方面隊の区割りになっていますが、それぞれ全く違う地域性の地区が合わせてあります。旧町村の細かな分けでは成り手も不足していく心配もあります。どのようなことで3地区を提案しているのですか。

企画課長 鳳来地区に関しましては1地区でよいのではないかとご意見もありました。今回の修正で1地区にすることも考えましたが、3月11日の地震を考えますと、河川、地形の関係や消防などのまとまりから防災のことを考えるには3地区にすることが良いのではと考え前回の提案のままいたしました。ただ、この区割りは決定ではないのでぜひ鳳来地区の皆様がどのように考えるのかを審議会の中で議論をいただけたらと思っております。

〇〇委員 昨年度行われた説明会を通じてこの地域自治区制度が解らないという意見をいただいております。その一つにパンフレットが非常に難しかったのではと思います。市民の言葉で作っていただければ、自治区制度そのものについてはそんなに難しい制度ではないと思います。今度作るパンフレットについては市民目線の言葉を使っていただけて書いていた

だきたいと思います。また、1ページが理解できなければ2ページ目も理解できない積上式のパンフレットになっておりますので1ページ目で理解できないとそれ以降は読んでもらえないようになってしまいますのでぜひお願いしたいと思います。

企画課長

ご指摘ありがとうございます。昨年は何も決まっていなかった制度の説明パンフレットをカラーで作成したことについて無駄遣いではないかというご指摘をいただいております。今回世帯へ配布させていただきますのは、「地域自治区制度の概要」という見開きが今回の制度の内容と説明したものでございます。ただここでは解らないけれど以前のものを見てももう少し解るものということになっておりますので、全く前回のものを無くしてしまうということではないのですか、初めてのの方が見てもいいように4ページの部分が今度の新しく考えた概要ですということを書かせていただき、修正のポイントが前回の説明の修正部分ということにさせていただきました。

〇〇委員

今度の修正ポイントで、行政区制度は今までと全く変わらないということですが、行政区制度が存続すると自治区制度と二重になってしまうのではないですか。また、自治区でいろいろな事業を進めるにあたって、行政の行うこと、市民ができることのすみ分けができていないということで結局何もできなかったということにならないようにしてほしいということをお願いしたいと思います。

企画課長

行政区制度が存続すると自治区制度と二重になってしまうのではという質問でございますが、これはならないということをお伝えいたします。自治区は行政区が集まる地縁団体と考えており、行政区よりも大きな組織が地域自治区でありその中の一部分が行政区だと捉えております。行政区は地域自治区の自治組織の一つということで、例えば行政区の代表の方が地域協議会の委員になるなどの形で必ず行政区の方も地域協議会へ関わっていただかなければならないですけれども決して一緒ではないというイメージでおります。

また行政で行うこと、市民ができることに関しましては、なかなか線引きが難しい訳であります。ただ市民の方々が望むときにできるようになる。例えば、昔、作手で定住の補助金の様なものがあつたと思いますが、そういった補助金は大きい市になるとなかなか行いにくいです。しかし作手自治区でもう一回それをしようということになれば、自治区で新しい交付金を使ってすぐにできる。こうした少し小回りの利く制度になるのではないかと考えております。市役所がやることを市民がやっちはいけないということはございませんので、やれることからやっただくということで、分けるというのは表現が難しいのではないかと考えております。

〇〇委員

地域自治区制度を考えていくと予算と権限が明確に必要だと考えています。

諮問と答申だけでは地域自治区制度とならない訳でそう考えるとまちづくり住民会議は立ち上げなければならないだろうと、また地域協議会が認めた団体が資金を使って活動をしていくのが地域自治区制度の本来の姿だと思っているのですが、その予算と権限はどのくらいの割合を持っているのですか。

企画課長 予算につきましては、新たな交付金については最低でも2千万円ということを昨年より説明させていただいております。最低でも2千万円ですので9地区で200万円か250万円になると考えます。その財源は、みんなのまちづくり基金がありまして、それは合併すると貯金してもいいというお金であります。それを合併の時に10億円ためており合併特例債を使うと起債額のうち70パーセントが戻ってきますので実質的な持ち出しは3億円ほどとなります。その貯金を資金として新たな交付金の部分はその基金を財源に充てることを考えております。また、それ以外の予算の権限というのも想定しております。地域協議会が手続きをして要望をした場合はそれに対して自治振興事務所が予算を要求します。今までは各課の決められた配当の中で事業を執行しているのですが、それと同じ扱いで自治振興事務所が予算を要求します。その予算がつかましたら良い訳ですが、つかない場合は、説明責任を負うこととなります。このような理由でこの予算はつきませんでしたという説明をきちんと説明しなくてはいけないのがルールとなります。これは地方自治法で説明しなさいという決まりになっておりますから、このあたりが今までと違うところであり地域の方々のご意見を市政に反映させるシステムとなっております。

〇〇委員 結構だと思います。ただ財源の懸念というのは市民のレベルでは全然チェックができない部分があります。国の財政面の状況とかを考えると財源については懸念と思います。そのあたりは重要なことだと思います。

企画課長 ご意見として伺わせていただきます。

〇〇委員 一括交付金というのは地域自治区ができてからその地域自治区に一括交付金をだすと理解しました。既存の交付金と新たな交付金との既存の交付金とは行政費交付金などの交付金と捉えられます。各行政区に出ている補助金が自治区のところに一括交付金として渡される。今ある公民館などに交付金が渡っているのですが、自治区の中の地域協議会というところでもし、いろいろな事業を比べた場合にこの公民館はあまり活動していないから今までと同じ交付金を出す必要がないということが生まれてくると思います。

また地域がこういうことやりたいと言って今まで一つだったのが二つ三つと一緒にやりましょうということになって新たな交付金を使うということになる。

今、現在の行政費交付金というのは自治区に一括交付金として渡されるということに理解してよろしいですか。

また、その交付金に関する民間でいう監査というものが当然ついてくるものだと理解してよろしいでしょうか。

企画課長 既存の補助金を一括にして、例えば、公民館の補助金を活動が少ないから減らしてもいいのではないかと。その減らした分を他のことに使いましょう。というマネジメントをしていくのがまちづくり住民会議であり、それを地域協議会にて一度審議していただいてそこで承認をもらって使っていただくということで御理解いただきたいと思っております。

〇〇委員 財源と権限というところで、権限の移譲は良いと思います。地域によっては財産区制度を設けているところもありますが、その資金を利用するという考えはあるのでしょうか。

企画課長 現時点で財産区は別制度と考えておりますので財産区としては財産区制度としての運用をしていただくものと考えております。ただ財産区が例えば行政区にまちづくりの費用を出しているものを地域自治区へ渡すことは考えられますので、それは財産区の中の制度での処理をしていくものと考えています。

〇〇委員 私の住んでいる地区では人口も少ないので財源の非常に少ないと、そうすると余計に地域格差が進んでしまうのではないかと懸念がありますがどのようにお考えですか。

企画課長 今、財産区もない、人口も少ない地区について将来的に不安があるということにつきましてはこの地域審議会でご発言いただいて、今基本的には鳳来地区は3地区をご提案させていただいておりますので、それについてのご意見として出していただけたらと思います。

〇〇委員 議会については、地域協議会とどのような関係になっていくのでしょうか

企画課長 基本的には、地域自治区は皆様方のご意見を集約して当局が予算化したり、事業を行う場であり、それを全市的に判断するのが議会でありますので地域自治区と市役所とは違うところに議会があると考えていただけたらと思います。市は予算として提案いたしますがそれは議会が認めなければ使えない訳ですから全く別の機能だと考えていただきたいと思います。

〇〇委員 前回のパンフレットで行政区の自治会化がありましたが、今回の修正で行政区制度の変更はなくなったということでしょうか。

企画課長 はい、そのとおりです。

〇〇委員 地域自治区制度が行われた時、例えば、これだけの予算が削減できるなど、どのような効果があるのでしょうか。

企画課長 決して予算を削るための地域自治区制度ではありません。ですが、予算がこのまま続くかというところではないと思います。おそらく人口も減っていきますので地方交付税も減っていくと思われれます。合併によって合併算定替えということで新城、鳳来、作手ということで計算しているも交付税も一本化すると減っていきます。その場合、何かを減らさなければならぬ事業を地域協議会の中でこの事業を減らしたいがどう思うか、ということが諮問の中にもしかしたらあるかもしれません。ただ止めるとなった時にそれは困るという意見もあると思います。市が何か行う場合の意見を吸い上げたいというシステムにしたいと考えておりますので自治区制度によって予算が浮いてくるというような制度ではないということで御理解いただきたいと思います。

〇〇委員 総合計画の市民委員会の答申の中でもこの制度でスタートした場合、もし不具合等があった場合に期間をおいて見直しをするということ答申していると思いますが、それを載せたほうが良いと思いますがいかがでしょうか。

企画課長 市民委員会からご意見をいただいております。まだ条例案を作成中でありますので条例に載せるか載せないという議論もあるかと思っております。基本的にはおかしいところは直していくのが当然でありますので、そういったご意見も地域審議会の意見としていただければと思っております。

〇〇委員 言葉のことでありますが、行政区があつてそこには色々な機関があると思っております。地域自治区の中にもいろいろな物事を決める機関があつてそれを含んで地域に暮らす皆さんがあります。なんとなく「区」というふうにいいますと一つのエリアを持ったものでそこに住民自身があつてその住民自身が運営していく協議会があると理解するのですが、行政で使うこの「区」という言葉はどのような意味合いなのか教えていただきたい。

企画課長 区というのは、エリアことでよいと思っております。行政区とこの地域自治区との違いですが、行政区は、コミュニティの最小単位のイメージでおります。そうしたエリアがいくつか集まったところが地域自治区ということでもう少し大きなエリアとお考えいただければと思います。新城地区では行政区の中にはPTAも子供会も消防団も入っているというご意見もいただいておりますが、行政区を組織と考えずにもコミュニティの一つだということで概要版の表を見ていただけたらと思っております。

企画課長 よろしいでしょうか。それでは、今後の日程、特にご意見を頂きたい点についてご説明いたします。

企画課副課長 本日、地域審議会の皆様方に説明をさせていただきましたが、地域審議会開催のご案内にも同封させていただきましたとおり、5月20日から6月22日にかけて市内9地区において「市民自治を考える市政報告・懇談会」を開催します。この懇談会においても地域自治区制度につきましてご説明させていただき、地域の皆さんと意見交換会を行いたいと考えております。委員の皆様におかれましてもご参加いただきましてこれからの審議のご参考にしていただければと思っております。

また、答申をいただく予定としましては、7月末をめどにお願いしたいと思っております。修正案の提示が遅れてしまい大変タイトな日程となってしまう大変申し訳ありませんがご審議をお願いいたします。

最後に特にご意見をいただきたい点について述べさせていただきます。

1点目としまして、地域自治区制度が目指す、市民自治社会実現の重要性・必要性についてです。郷土愛の保持や持続可能な地域をつくることの大事さについて市民の立場からご提言していただきたく思います。

2点目としまして、地域自治区の区割りについてでございます。この区割りは、人口や、

面積、既存組織の区割りなどを考慮し現在9地区で提案させていただいております。地域の意見を市政に反映する話し合いの規模として、また、まちづくりを行う規模としてどうかということを提言していただきたく思います。

このほか項目につきましても幅広くご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

この件につきましてご質問等はございませんか。

企画課長 特に関心がないようですので、以上をもちまして本日の合同地域審議会は終了させていただきます。委員の皆様には、お忙しい中御出席をいただき大変ありがとうございました。